

平成31年第1回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成31年3月19日（火曜）

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午後1時30分 宣告

1. 応招議員

1番 今井 英昭	2番 森澤 文王	3番 今井 清
4番 村田 桂子		
7番 榎本 真弓	8番 森本 信明	9番 土屋 春江
10番 滝沢寿美雄	11番 田中 三江	12番 西藤 努

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 10名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 米村匡人 副町長 山浦智城 教育長 宮坂 晃

総務課長 長坂徳三 企画課長 竹重和明

町民課長 齋藤明美 観光商工課長 小平春幸

建設課長 片桐栄一 農林課長 今井一行

会計管理者 市川清美 教育次長 市川正彦

庶務係長 荻原義行 農業委員会長 宮下芳昭

閉会 午後4時10分

(午後1時30分 開議)

議長（西藤 努君） 改めまして、皆さん、こんにちは。本日、審議最終日となりましたが、最後まで慎重審議のほど、よろしくお願いいたします。

これから、本日3月19日の会議を開きます。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの撮影、生中継放送及び信濃毎日新聞社の取材をそれぞれ許可してあります。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 議案第3号～日程第30 議案第32号

議長（西藤 努君） 日程第1 議案第3号 立科町テレワークセンターの設置及び管理に関する条例制定についてから、日程第30 議案第32号 平成31年度立科町索道事業特別会計予算についてまでの30件を一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認め、一括議題とします。

ただいま議題となっております案件につきましては、各常任委員会及び予算特別委員会に付託し、審査されていますので、各委員長より審査結果の報告を求めます。

森本信明総務経済常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈8番 森本 信明君 登壇〉

8番（森本信明君） 8番、森本です。

立科町議会総務経済常任委員会の審査報告を申し上げます。

1の付託案件につきましては、2の審査経過の中であわせて申し上げたいと思いますので、省略をさせていただきます。

2番、審査経過。

平成31年3月6日付で付託された標記案件を審査するため、3月12日に本常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりです。

(1) 議案第3号 立科町テレワークセンターの設置及び管理に関する条例制定について。

テレワークセンターの施設、機能等について説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(2) 議案第6号 記号式投票に関する条例の一部を改正する条例制定について。
対象となるのは、立科町長選挙であるとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(3) 議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について。

給料の改定率及び任期付職員にかかわる事項の説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(4) 議案第8号 立科町ふるさと交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について。

ふるさと交流館の使用許可等については、規則や内規等で定め、円滑に運営していくとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(5) 議案第9号 立科町都市農村交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について。

受け入れのできない餅加工に関する料金表を削り、併せて運用の実施に合わせるための改正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(6) 議案第11号 立科町観光施設条例の一部を改正する条例制定について。

蓼科第二牧場へ整備したクロスカントリーコースの設置及び利用料金に関して定めるための改正であるとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(7) 議案第12号 平成30年度立科町一般会計補正予算(第6号)について歳入全款、歳出のうち、【1款】議会費、【2款】総務費(3項のうち戸籍住民基本台帳費を除く)、【5款】農林水産業費、【6款】商工費、【8款】消防費、【12款】予備費。

歳入については、【1款】町税では、平成30年度の徴収状況及び見込みについて説明を受けました。

【13款】使用料及び手数料では、コミュニティ施設使用料及び手数料について、権現の湯の大規模改修等工事による休館期間が5カ月となったことに伴う減額補正であるとの説明を受けました。

歳出については、全款を通して、本年度の事業実績及び見込みによる補正と、長野県人事委員会勧告に準じた給与条例等の改正に伴う人件費の補正が計上されており、

【2款】総務費では、企画費のふるさとテレワーク推進事業経費について、工事請負費で予定していた空調設備の整備が、学校施設の空調設備設置にかかわる国の方針の影響を受け、設備機器の納品が国庫支出金の要件となる工期内に間に合わず、既存の設備を活用する設計に変更となったことによる減額であること、設備購入費で予定していたテレビ会議システムの導入について、5年間のライセンス契約が補助対象とならなかったことによる減額補正であり、システムについては、今後のテレワーク推進事業の中で他の財源を活用し導入を検討するとの説明を受けました。

【5款】農林水産業費では、森林造成事業費の大幅減額は補助事業費の上限設定に伴うものとの説明を受けました。

【1款】議会費、【6款】商工費、【8款】消防費、【12款】予備費を合わせ、原案を全会一致で可決しました。

(8) 議案第20号 平成30年度立科町索道事業特別会計補正予算(第3号)について

て。

長野県人事委員会勧告に準じた給与条例等の改正に伴う人件費の補正であるとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

3、審査結果。

本常任委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、立科町議会会議規則第77条の規定により報告します。

以上です。

議長（西藤 努君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、榎本真弓社会文教建設常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈7番 榎本 真弓君 登壇〉

7番（榎本真弓君） 7番、榎本です。

ただいまより社会文教建設常任委員会の審査報告を申し上げます。

1番の付託案件は、2番の審査経過で合わせて申し上げます。

2、審査経過。

本常任委員会は、3月6日に付託された標記案件について、3月11日及び議案第5号 立科町高等学校等就学支援金交付条例制定については、3月13日に総務経済常任委員会との連合審査会による審議を経て常任委員会を開催し、慎重に審査を行った大要は次のとおりであります。

（1）議案第4号 立科町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例制定について。

いじめを未然に防止し、いじめに関する重大事態が発生した場合には関係する機関と連携を図り、迅速に対応するための条例との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（2）議案第5号 立科町高等学校等就学支援金交付条例制定について。

立科町の子育て支援の一環として、高等学校等の生徒の就学に要する経費に充てるための支援金を交付し、義務教育よりも就学経費のかかる高校生等を持つ世帯を支援することが条例制定の目的であるとの説明を受けました。

委員からは、低所得者への支援策を充実させるべきではないか。本当に支援を必要としている世帯が対象外となってしまうのではないか。支援金は就学経費への支援と定められているが、使途の確認ができなければ、条例に定める返還規定の適用が担保できないのではないか。財源はふるさと寄附金で担保できるのか。骨格予算の中で今回条例を提案するのは不適當ではないか、との意見があり、説明を受けた中で、原案を賛成多数で可決しました。

（3）議案第10号 立科町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに

水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について。

水道法施行令等の一部改正に伴い、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資
格要件について、所要の改正を行うものとの説明を受け、原案を全会一致で可決しま
した。

(4) 議案第12号 平成30年度立科町一般会計補正予算(第6号)について。

歳出のうち、【2款】総務費(3項戸籍住民基本台帳費)、【3款】民生費、
【4款】衛生費、【7款】土木費、【9款】教育費。

【3款】民生費のうち、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で、国民健康保険特
別会計繰出金は、国民健康保険基盤安定負担金の交付決定による増額であるとの説明を
受け、2目障害者福祉費では、障害者福祉サービス費の扶助費のうち、生活介護と就
労移行支援サービス費について、実績に伴う増額補正との説明を受けました。

2項児童福祉費、2目子育て支援費では、町外幼稚園等就園の多子世帯保育料減免
事業補助金の実績による減額補正、3目保育所費の臨時職員賃金では、子育て支援員
再任用職員採用のための減額、遠距離通園費補助金では対象者増員によるものと説明
を受けました。

3項高齢者福祉費、2目高齢者福祉事業費では、臨時職員賃金はパートで雇用した
ための減額、居宅介護支援事業経費は介護慰労金の実績に伴う減額、地域包括支援セ
ンター事業経費はハートフルケアたてしなどの委託契約の実績見込みによる減額との
説明を受け、3目高齢者施設費では、高齢者生きがいセンターの床暖房温度制御弁の
取替え、健康支援センター女神の給湯用ボイラーの配管漏水修理による増額との説明
を受けました。

【4款】衛生費のうち、1項保健衛生費では、2目予防費で成人老人保健事業経費
は、健診委託料及び医薬材料費の実績及び見込みによる減額であるとの説明を受け
ました。2項清掃費では、1目ごみ処理費でごみ処理一般経費は、新クリーンセン
ターの環境影響評価及び人件費の調整に伴う佐久市・北佐久郡環境施設組合負担金の
減額であるとの説明を受けました。

【7款】土木費、2項道路橋梁費のうち、1目道路維持費では、除融雪対策に係る
凍結防止剤購入費の増額補正、5目社会資本整備総合交付金道路整備事業費では、交
付金額確定及び事業費確定による工事請負費の減額補正が主なものとの説明を受けま
した。

【9款】教育費では、各項について事業実績による減額補正が主なものであるとの
説明を受け、【2款】総務費(3項戸籍住民基本台帳費)を含め、原案を全会一致で
可決しました。

(5) 議案第13号 平成30年度立科町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)に
ついて。

歳入について、【1款】国民健康保険税のうち、1項国民健康保険税では、1目一

般被保険者国民健康保険税及び2目退職被保険者等国民健康保険税は、退職被保険者の65歳の到達による異動に伴う科目間の内訳調整であるとの説明を受けました。

歳出について、【2款】保険給付費のうち、1項療養諸費及び2項高額療養費では、歳入と同様、退職被保険者の65歳到達による異動及び決算見込みに伴う科目間の内訳調整であるとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(6) 議案第14号 平成30年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について。

保険基盤安定繰入金の確定による減額が主なものであり、現在、短期被保険者証を発行している方はいない旨の説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(7) 議案第15号 平成30年度立科町介護保険特別会計補正予算(第2号)について。

歳入について、【1款】保険料、1項介護保険料は実績見込みによる増額との説明を受けました。

歳出については、【2款】保険給付費、1項介護サービス給付費、2項介護予防サービス給付費は、サービスごとの詳細説明を受け、負担金の減額については、サービスの抑制によるものではない旨の説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(8) 議案第16号 平成30年度立科町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について。

原案を全会一致で可決しました。

(9) 議案第17号 平成30年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算(第2号)について。

原案を全会一致で可決しました。

(10) 議案第18号 平成30年度立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について。

原案を全会一致で可決しました。

(11) 議案第19号 平成30年度立科町水道事業会計補正予算(第2号)について。

原案を全会一致で可決しました。

(12) 議案第21号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について。

戸籍事務システムの一部を共同利用することにより、事務処理の効率化、財政負担の軽減が図られることから、平成33年11月から地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、南牧村に戸籍事務の委託をする旨の説明を受け、原案を賛成多数で可決しました。

(13) 議案第22号 立科町町道路線の一部廃止及び名称変更について。

町道小学校線完成に伴う、町道路線の一部廃止及び名称変更との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記の通り決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

以上です。

議長（西藤 努君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、森本信明予算特別委員会委員長、登壇の上、報告願います。

〈8番 森本 信明君 登壇〉

8番（森本信明君） 8番、森本です。

それでは、立科町議会予算特別委員会審査報告を申し上げます。

1の付託案件につきましては、2の審査経過の中で申し上げますので、省略をさせていただきます。

2、審査経過。

本委員会は、3月5日に付託された標記案件について、3月13日及び14日に委員会を開催し、審査を行った結果は次のとおりであります。

（1）議案第23号 平成31年度立科町一般会計予算について。

平成31年4月には、町長の任期満了による選挙が行われることから、一部新規事業を除き、骨格予算による予算編成を行ったとの説明がありました。

それぞれ、重点事業等とそれに係る予算について詳細な説明を受けましたが、委員から予算の一部を削除修正する案が提出されました。

修正案は、【3款】民生費、2目児童福祉費で、子育て支援事業経費の高等学校等就学支援金687万6,000円を減額とするものです。

就学支援金の支給目的には、就学経費に充てるものであるとのことですが、その用途について目的に沿った使い方がなされる保証がないこと。また、財源にふるさと寄附金を充当するものであるが、将来にわたる安定財源ではないこと等の意見が出され、採決を行った結果、修正案を賛成多数で可決しました。

なお、修正案を除く原案については、全会一致で可決しました。

（2）議案第24号 平成31年度立科町国民健康保険特別会計予算について。

原案を全会一致で可決しました。

（3）議案第25号 平成31年度立科町後期高齢者医療特別会計予算について。

原案を賛成多数で可決しました。

（4）議案第26号 平成31年度立科町介護保険特別会計予算について。

原案を全会一致で可決しました。

（5）議案第27号 平成31年度立科町住宅改修資金特別会計予算について。

原案を全会一致で可決しました。

(6) 議案第28号 平成31年度立科町下水道事業特別会計予算について。

原案を全会一致で可決をしました。

(7) 議案第29号 平成31年度立科町白樺高原下水道事業特別会計予算について。

原案を全会一致で可決しました。

(8) 議案第30号 平成31年度立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について。

原案を全会一致で可決をしました。

(9) 議案第31号 平成31年度立科町水道事業会計予算について。

原案を全会一致で可決しました。

(10) 議案第32号 平成31年度立科町索道事業特別会計予算について。

原案を全会一致で可決しました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

以上であります。

議長（西藤 努君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの委員長報告の中で、議案第23号 平成31年度立科町一般会計予算についての修正案が提出されました。この修正案を議題とすることにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、修正案を議題とすることに決定しました。

これから、日程第1 議案第3号 立科町テレワークセンターの設置及び管理に関する条例制定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第3号 立科町テレワークセンターの設置及び管理に関する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第2 議案第4号 立科町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例制定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第4号 立科町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第3 議案第5号 立科町高等学校等就学支援金交付条例制定についての討論を行います。反対討論はありますか。11番、田中三江君、登壇の上、願います。

〈11番 田中 三江君 登壇〉

11番（田中三江君） 11番、田中三江です。私は、今定例会に上程されました議案第5号 立科町高等学校等就学支援金交付条例制定に対し、反対の立場で討論いたします。

立科町子育て支援の一環として、高等学校等の生徒の就学に要する経費に充てるための支援金を交付し、義務教育よりも就学経費のかかる高校生等を持つ世帯を支援することが、条例制定の目的であるとの説明を受けました。

子育て支援は、私も必要であると思っております。しかし、義務教育よりも経費のかかる高校生を持つ親に支援と言われますが、住民税課税所得が保護者のいずれも470万円以下であることということですが、470万円の年収は960万円ぐらいの試算であるという説明を受けました。

保護者のいずれも年収960万円以下ということは、高所得者に該当する収入であり、所得制限を設けたと言われますが、これではばらまきであると思います。

教育にかかる学費、通学費等の経済的負担の軽減に、この3,000円が該当するとは考えられません。また、経済的負担軽減になるとうたいながら、税の滞納をしていないこととあります。滞納もいろいろあるとは言われますが、まさしく低所得者の支援と言えるのでしょうか。

この支援金の財源は、ふるさと寄附金を活用とありますが、今年から政府の方針により、返戻品が制限されます。そのことにより、本年度からの寄附金収入は大幅に減額になると事業計画にもあります。

子供に支援する場合は、公平性を保つ上でも、恒久的でなければなりません。不安定な財源は、支援金として適切ではないと考えます。

3月4日、町長招集の挨拶で、町長は「今回の予算は、骨格予算である」と言われました。この4月で町長、町議の選挙があります。全国町村議会議長会で発行している議員必携には、骨格予算の考え方として、「年度当初の4月か5月に、町村長の任期満了による選挙が行われるような場合、任期が終わる町村長が、自己の判断による政策的予算を当初予算に計上することは、道理上も、そして選挙民の立場から見ても好ましくない」とあります。

そして、「本格的、政策的肉付けは、選挙後の6月の定例議会の補正予算に譲り、

荒組み予算で出発」とあります。今回計上されている条例は、この趣旨、考えからしても適当なものではないと考えられます。

したがって、今回のように子育て支援を恒久的に行っていく新規事業の条例制定については、理事者、議員、職員等で慎重審議を尽くし判断していかなければならない重要案件でありますので、今回の議案第5号 立科町高等学校等就学支援金交付条例制定については反対いたします。

議長（西藤 努君） ほかに反対討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

次に、賛成討論を行います。賛成討論者はおりませんか。4番、村田桂子君、登壇の上、願います。

〈4番 村田 桂子君 登壇〉

4番（村田桂子君） 議案第5号 立科町高等学校等就学支援金交付条例制定について、賛成の立場で討論を行います。

この議案は、高校生等を持つ家庭に子供の就学にかかる学費、通学費及び下宿等、就学費用に充てるために、子供1人につき毎月3,000円を支給するもので、高校教育などにかかる経済的負担の軽減を図るとして提案されました。

第1条で目的を、第2条で言葉の定義、第3条で交付対象者を規定し、第4条で支援金の額を月3,000円とすること、第5条で交付期間、第6条は申請によるものとし、第7条で交付決定、第8条で取り消しと返還についての規定を、第9条で規則への委任を規定しています。

私の賛成の理由は、まず第1に、この制度ができれば、高校生等を持つ家庭にとって大きな負担軽減になるということです。町長提案でもありましたが、中学までは児童手当があり、5,000円、1万円と支給され、子育て家庭にとっては助かっていますが、義務教育を終えて高校になると途端に負担が重くなります。

学費については、長年の運動が実って就学支援制度もでき、無料の家庭も増えました。しかし、教科書、副読本を初めとした教材や制服や靴、体操着など、授業に付随して必要な経費が増えます。

また、町外の高校へ通う生徒にとっては、バス代など交通費が大変です。佐久まで片道20キロもあり、送り迎えする車のガソリン代もばかにはなりません。

議会が蓼科区の住民と語る会を開いたときにも、「バス代が月4万円近くになる。何とか支援を」という声を聞きましたし、高校生を持つ保護者からも、「高校生への手当は何とかなりませんか」との要望を受けました。児童手当が終了した高校生等にとって大きな希望になります。

第2の理由は、町が義務教育以上の高校生にも、経済的支援を始めたという大きなメッセージを発信することができるからです。

第3の理由は、交付対象者に町税の滞納者を除くという要件や所得制限がありますが、しかしその2項で、町長が特に必要と認めるときと特例を設け、柔軟な対応が図れる規定となっているからです。

また、所得制限も国の児童手当の960万円より低く設定された制限額であり、道理があります。

第4の理由は、交付期間の設定に工夫、前進が見られたということです。前回提案された条例案では、18歳までと規定されていましてから、例えば1浪したとか、途中で病気や事故、けがなどの不測の事態が起こって、休学を余儀なくされたり、事情があつて退学しても、再び勉学意欲を取り戻してフリースクールなどで勉強する子供などにも対応するため、年齢要件を20歳までとし、交付期間を通算で3年間と規定したことで、こうした事態にも柔軟に対応できるように改善をしたことです。

ここでも、町長が特別な場合は対応することを規定しており、さまざまな事態に対応できる柔軟性を担保しています。

第5の理由は、その金額と財源です。ふるさと寄附金を原資とするとありました。他の自治体では、1万円、2万円ともっと大きな金額を支援しているところもあると担当課は語っています。

しかし、児童手当が5,000円であることから、またふるさと寄附金を充てることから、3,000円にしたとのことでした。

財源見積もりは、3年間で生徒191人、約687万9,000円、町の未来、日本の未来を背負って立つ若者を育てる上で、そんなに大きな財源ではありません。ふるさと寄附金が不安定な、また不確かな財源だとする意見もあります。

しかし、不足するときは一般財源から繰り入れることを明言されており、町が中等教育へも支援をするという強い姿勢のあらわれと受けとめています。切れ目のない子育て支援をする上からは、当然と受けとめ大歓迎です。

議員の皆さんに申し上げます。今回の条例案は、過去2回の議会での議論を踏まえて、改善されたものではありませんか。

最初、一般施策として提案されたときには、「条例できちっと規定すべき」との意見が出ました。また、最初は所得に関する規定がなかったことに対し、「所得制限を設けるべき」との意見が出ました。また、「18歳までだと休学などの事態に対応できない」という意見もありました。財源についても、「一般財源ではどうか」ということで、ふるさと寄附金が充てられたと記憶しています。

私も町税滞納家庭は対象外という規定に対し、そういう家庭こそ支援が必要。子供に責任はないと申し上げ、町長が特に認める場合という例外規定を設けるべきと申し上げました。今回の条例は、そうした意見を全て酌み上げたものになっているではありませんか。

反対意見の中には、「使途を証明することが必要だ」とか、「途中で学校をやめて

もわからない、どうやってチェックするのか」といった意見がありました。それに対して町は、「立科の子供を信頼する」と答えています。皆さん、国が児童手当を支給することを決めたとき、証明をどうするか議論されましたか。交付要件の所得が高過ぎると議論されたでしょうか。

立科町は、町税の納入率が99%の町です。行政を信頼して、町民もまたその義務を果たしている町です。こうした町民の人としての気高さ、これは私の誇りとするところですが。立科町の町民を信頼するという町長の発言を、私はうれしく拝聴しました。

また、選挙で現体制が続けられるかわからないから、新たな政策を打ち出すべきではない。骨格予算であるべきで、政策予算は避けるべきとの議論もありますが、現町長の子育てしやすいまちづくりという公約の一つとして、3年前から提案されたものであり、町民の経済的負担を軽減したいという強い思いがあつての提案と受けとめています。

皆さんが反対することで、子育て家庭はどんなにがっかりすることでしょうか。高校生に経済的支援は必要ないと判断されるのでしょうか。

今般、政府は消費税の増税と引きかえに、保育料の無料化を宣言しています。保育料の無料化は、若い世代の2人に1人が非正規、低所得のワーキングプアであるという現実から、町村など地方自治体が国に先駆けてどんどん実施する中で、国も重い腰を上げざるを得なくなったという背景があります。子供の医療費無料制度も同様です。高校生への支援も同じことではないでしょうか。

高校生への学費の無料制度は、重い負担への支援をという長い間の保護者や関係者の運動が実ったものです。それでもまだ重い負担は残ります。若い世代の不安定な働き方が増え、賃金や手取り収入が減り続ける中で、最も町民の暮らしに近い自治体が重い負担を見るに見かねて支援する、それが世論となり、制度となって定着する、これが世の中の前進ではないでしょうか。

政策提案は、町長ばかりでなく議会も出せます。もっとよいものができるというなら、改善のために修正案を出すこともできるのです。まずは、この新たな支援制度をつくることではないでしょうか。

この制度をつくることで、子育て家庭に大きな希望とメッセージを与えることができるのです。議員の皆さんの良識と優しさに期待して、賛成討論といたします。

議長（西藤 努君） ほかに賛成討論はありませんか。2番、森澤文王君、登壇の上、願います。

〈2番 森澤 文王君 登壇〉

2番（森澤文王君） 2番、森澤文王です。議案第5号 立科町高等学校等就学支援金交付条例制定について、賛成の立場で討論させていただきます。

「あの坂を上れば海が見える。少年は朝から歩いていた。草いきれがむっと立ち込

める山道である。」これは私が中学生であったころに、中学の教科書に掲載されていた作品の冒頭なんですが、この作品が記憶に残っているのは、周囲を山に囲まれた立科町に住んでいる人間だから、あの山の向こう、あの坂の向こうの世界を知りたいと強く思っていたからだと思います。

今の子供たちもそうなのではないかと考えております。そういうことも考えて、今回も賛成させていただきます。

この高校生等を支援する件については、過去2回、条例はうち1回に合わせ審議されています。今回を合わせて3回目ですので、はっきりさせないといけないのかもしれない。

立科町は、高等学校等で学ぶ生徒に支援をする町なのか、しない町なのかという大切なことを、立科町議会はどう判断するかなのです。

昨年度の高等学校等への進学率は、4年連続の100%であり、今年度も100%ではないかという見通しです。ここで義務教育も終わりということで、学費等さまざまな経費が高所得世帯から低所得世帯まで発生してきます。そこで、子育て支援をする町として、高校生等の就学支援をする、この考え方でよろしいのではないのでしょうか。

立科町がそういう町であってよい理由として県立の蓼科高等学校の存在があります。この地域高校の存続、育成のために町の一般財源からスクールバスの運行経費等に対する補助がされています。そうやって蓼科高校を守るのはなぜか。その理由の1つが、なくなってしまうたら高校に行きたくても行けない子供が本当に出てしまうから。

このことから理由立てをすれば、立科町は高等学校等に進学することを推奨している町であると言えます。そもそも、蓼科高校が町内にできた瞬間から、高等学校が町内では身近なものになり、子供たちが高校に行きたい、行くのが当たり前、保護者も当たり前、卒業してもらわなければ困る、そう思う土壌ができていったのじゃないかと推測します。

そうして、高等学校と卒業という資格が、就職活動のとき当たり前のように必要な時代が到来し、現在に至っております。

当町においては、少子化が進む中で手厚い教育ができるようになり、子供たちは自身の望む高等学校に進学できる時代となった。そういう町において、よく言われるように、高校は義務教育ではないのだから、支援する必要がない、そういう考え方は通らないのではないのでしょうか。

先ほど反対討論で、骨格予算だからというお話が出ました。骨格予算に新規事業を入れるのが良くないということがありましたが、それが理由になるのでしょうか。

そこで、私は4年前の議会の資料を調査いたしました。前町長の招集の挨拶の中にも、骨格予算という言葉が見受けられました。議事録から抜粋しますと、「町政運営にはまだまだ改善、解決をしなければならぬ喫緊の課題も山積みであります。新年度予算は骨格予算ではありますが、そうしたことにも思いをはせております」とあ

りました。

そうした中で例を挙げますと、防災情報通信設備事業経費 4 億990万円が新規事業で挙げられており、可決されております。予算特別委員会の議事録を確認したところ、骨格予算と新規事業という視点からの質疑の記録はありませんでした。

議場における質疑としては、骨格予算にしては当時47億円、予算規模が大きいのではないかという質問に対し、今回上程されている予算が40億円なんで、比較すると確かに規模が大きいんですけど、話を戻しますが、答弁として前町長は、この事業に触れ、「これはもう事前に皆さんと調整してきたことですから、やめるわけにはいかないということで、載せさせていただきましたから、予算は大きくなっています」とありました。

このことを踏まえますと、当町においては骨格予算であるから、新規事業を上げるべきではないという論点は、成立しないのではないのでしょうか。事前の調整ができていないというのであれば、この2年で3回目の事業の提案で、再三説明を求めていたことですから、反対の論点としては違うのではないのでしょうか。

また、貧困者の救済というなお話もありましたけれども、説明があったように、これは貧困者の救済の事業ではありませんので、そういうことではないですね。高所得者、所得制限を求めています、高所得者は高額納税者とほぼイコールなので、町の財源を支えている方の中の1人というふうに数えてもいいと思います。

そこを目の仇のようにして、滞納者に優遇してしまうというのは、税金を納めていただいている方々にあまりにも失礼なのではないかと。非課税者と滞納者では意味が全く違いますし、滞納した税金はぜひ払っていただきたい。

先ほども申し上げましたが、進学率は今のところ5年連続100%の見通しですから、架空の貧困者を求めて論建てをするのは、間違っているのではないかと、そう私は考えます。

また、考え方の話になりますけれども、点が2つあれば線が引けます。その時系列で方向性が出せると考えるんですが、4年前の議会におきまして、児童クラブの夕方5時から7時の利用者からお金を取るということで、大いに議論がされた上で議決された件があり、子育て支援に消極的ともとれる点が1つできました。

今回、高校生の就学支援も否決となれば、子育て支援に消極的な点がまた一つできます。この2つの点を結んだ線が引けますので、立科町は今後は子育て支援に消極的な町であるという方向性があると捉えることも可能です。

また、起きた出来事からですが、児童クラブの夕方5時から7時の利用料については、現町長がお金を取らないとしましたので、子育て支援に積極的に見える点ができています。今回、高校生等の就学支援の条例が可決となれば、子育て支援に積極的な点ができて、2つを結べば子育て支援に積極的な町であるという方向性があるということが可能です。

1年前の討論でも申し上げましたが、子育て支援は私の公約でもありますので、立科町は子育て支援に手厚い町、子育てしやすい町であってほしい。そうなる議案に賛成してきました。今回もそうあるべきと考え、本条例に賛成いたします。

最後に、1つだけつけ加えるとすれば、条例に穴があって賛成できないのならば、修正案を考えなかったのかということに疑問が残ります。私も穴を考えるとところがないわけでもないんですが、事業を動かせば不具合は必ず出てくると考えていますので、施行後に問題点を見直し、条例改正をすればよいと考えておりますので、条例はこのままで賛成いたします。

以上です。

議長（西藤 努君） ほかに賛成討論者はおりませんか。

〔（なし）の声あり〕

議長（西藤 努君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

この採決は起立によって行います。本案に賛成の方は起立願います。遠山事務局長、確認してください。

〔賛成者起立〕

起立少数です。お座りください。したがって、議案第5号 立科町高等学校等就学支援金交付条例制定については、可決しないことに決定しました。

ここで暫時休憩します。再開は2時40分からです。

（午後2時30分 休憩）

（午後2時40分 再開）

議長（西藤 努君） 休憩前に戻り議事を再開します。

議事再開の前に、傍聴者の皆様にお願ひがあります。私語、また拍手等につきましては、傍聴規定がございます。禁止されておりますので、ご承知いただきたいと思ひますので、お願ひします。

それでは、議事に入ります。

次に、日程第4 議案第6号 記号式投票に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第6号 記号式投票に関する条例の一部を

改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第8号 立科町ふるさと交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第8号 立科町ふるさと交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第9号 立科町都市農村交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第9号 立科町都市農村交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第10号 立科町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第10号 立科町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第9 議案第11号 立科町観光施設条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第11号 立科町観光施設条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第10 議案第12号 平成30年度立科町一般会計補正予算（第6号）についての討論を行います。討論はありませんか。4番、村田桂子君、登壇の上、願います。

〈4番 村田 桂子君 登壇〉

4番（村田桂子君） 議案第12号 平成30年度一般会計補正予算（第6号）で賛成討論を行います。賛成討論です。

この補正予算は、30年度の事業がほぼ終了し、国、県からの補助金の確定や人事院勧告による職員の給料、選挙費では知事選での減額などの補正が行われたことが反映しています。

工事費では、権現の湯事業経費の確定、ふるさとテレワーク事業での設備工事の完了、家畜ふん尿流出事件の復旧作業がほぼ終了して減額されました。

権現の湯改修事業では、補正に次ぐ補正で合計3億2,000万円の工事となりました。臨時職員の賃金で143万円が減額されています。つまり、権現の湯が2カ月休館の予定が5カ月間となり、その分働いている方の賃金が目減りしたことを示しています。給料の6割は休業補償として受けられたと報告を受けていますが、しかし生活への影響は大きかったろうと推察いたします。設計を初め、工事の進行方法でも課題を残したと感じています。

障がい者福祉では、1,000万円の増額補正が行われました。障がい者の就労への意欲が高まっており、事業所に通って仕事の訓練や体験を後押しする就労移行支援で500万円、施設入所を支える生活介護に500万円増額補正が組まれました。

森林造成事業では、合板にするためのカラマツの搬出間伐が安くできたとのことで、

1,973万円余が構成減されました。莫大な金額であり、適正な見積もりを求めておきます。

土木費では、臨時職員賃金約40万や設計監理測量委託料200万円が減額されていますが、空家の調査や分筆測量など、職員で対応して経費を浮かせたそうです。ご努力を評価します。

教育費で、体育施設管理経費の光熱水費で80万円の縮減がありました。電力会社を中部電力から新電力会社にかえたとのこと。ほかの施設でも検討すべきではないでしょうか。

財源については、一般財源で見込んだものがふるさと寄附金からの繰り入れでつけかえているという金額が1,088万5,000円にもなりました。浮いた分を他に回すことができます。ありがたいことです。

以上、賛成討論といたします。

議長（西藤 努君） ほかに討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第12号 平成30年度立科町一般会計補正予算（第6号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第11 議案第13号 平成30年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第13号 平成30年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第12 議案第14号 平成30年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第14号 平成30年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第13 議案第15号 平成30年度立科町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第15号 平成30年度立科町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第14 議案第16号 平成30年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第16号 平成30年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第15 議案第17号 平成30年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案についての採決をします。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第17号 平成30年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第16 議案第18号 平成30年度立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第18号 平成30年度立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第17 議案第19号 平成30年度立科町水道事業会計補正予算（第2号）についての討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第19号 平成30年度立科町水道事業会計補正予算（第2号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第18 議案第20号 平成30年度立科町索道事業特別会計補正予算（第3号）についての討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第20号 平成30年度立科町索道事業特別会計補正予算（第3号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19 議案第21号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託についての討論を行います。討論はありませんか。4番、村田桂子君、登壇の上、願います。

〈4番 村田 桂子君 登壇〉

4番（村田桂子君） 議案第21号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について、反対討論をします。

この議案は、現在町で行っている戸籍事務に係る電算処理のうち、バックアップ機能を南牧村に新たに設置するデータセンターに委託するというものです。

佐久定住自立圏の情報部会で議論が起こり、戸籍に係る電算システムが同じ会社のものを使っていることから、一緒に事務処理を行えば経費が安く済むということで、共同処理の動きが始まったそうです。

南牧村の職員が全部で12市町村の電算処理を担当するそうで、設置費用6,260万円を人口規模で案分し、町負担分は1,000万円、町が参加するのは33年8月からということで、この4月には佐久市が12市町村を代表して協議書に調印、金額も確定するというものです。

私が賛成できない理由は、次の4点によるものです。

1点目、あまりにも急な提案だということです。もっと熟慮する時間が必要ではないでしょうか。同じような理由で長野県全体を対象に電算の共同化が叫ばれ、大きな税金を払い続けています。安くなるからと、14町村がまず契約書に調印して後、請求書が届いたら高いものについてということが現在進行中です。

戸籍事務の共同化については、2月の議会で説明があり、もう4月に協議書に調印というのは、あまりに拙速ではありませんか。町の戸籍関係の電算システムは、5年ごとに更新しなければならないから、その折には2,000万かかる、それが1,000万円で済むと言われますが、本当は幾らかかかるのか、コンピュータの更新費用や人件費、電気代など、自前で行っている場合と比べて実際はどうか、金額として提示されていません。

参加するときには南牧村と契約するというのですが、協議書と契約書の違いも明らかではありません。

また、途中で抜けても負担金は支払うことになるのではないかと、あまりにも不明なことが多過ぎると思います。

町の戸籍関係のシステムは、次の更新時期が33年だということから、急いで結論を出さなくてもいいのではありませんか。電算共同化問題の再現にならないか心配です。

2点目、議論の中で町の戸籍事務のバックアップは、長野市にある株式会社電算のデータセンターに保管されているということが明らかになりました。町は、もし町に災害が起これば、町の電算が使えなくなったら、データの復旧に時間がかかることを上げていましたが、長野市の電算のデータセンターに保管されていれば、新たな共同化の大きな理由は失われるのではないのでしょうか。立科町と長野市が同時にコンピュータが崩壊する、損壊することは考えにくいからです。

3つ目は、最大の問題は町の責任についてです。戸籍事務は町の固有の事務です。町職員が責任を持って個人情報を守らなければなりません。南牧村の職員にバックアップの責任を持ってもらうのでしょうか。情報の流出は、どんなにセキュリティー対策を施してみても、人が扱う限り危険はあります。やはり町の職員が責任を持ってバックアップ作業も行うべきです。他の自治体に任せるべきではありません。

また、12市町村のデータが1カ所に集まることによって、流出のリスクはさらに大きなものになります。その責任を他の自治体に負わせられるのでしょうか。最も基本的な町民の個人情報に係る戸籍事務は、広域や共同化する必要があるのでしょうか。町は町単体で戸籍事務を取り扱うことが基本です。町民の基本情報を守る責任は、何よりも優先されるべきと考えます。

最後に、ITのテクノロジーが進化すれば、広域での事務処理も可能になります。多くの自治体の共同処理も可能になります。しかし、そのことは町の職員の削減にもつながります。いろいろとトラブルが起こったときに、町に専門職員がおらず、復旧

が遅れたり対応できないことも起こります。データの集約化で情報流出のリスクが高まります。

北海道の地震では、ごく一部の地域での地震であったにもかかわらず、全道が停電したブラックアウトと言われました。酪農などで搾乳や冷蔵ができなくなって、甚大な被害が起こりました。効率化を求めた末、広い北海道が1つの電源に集約された結果です。

そうしたリスクを回避するには、電源の集中ではなく、エネルギー管理の地域分散こそが事故の教訓として語られているではありませんか。戸籍事務も同じです。情報の一元管理、集中管理は経費としては安く上がるかもしれませんが、情報漏洩や職員削減による対応の遅れなど、住民の安心・安全の上からは、経費で語ることはできないし、語ってはならないと思います。まずは個人情報保護の観点から、その必要性が語られるべきではないでしょうか。

以上、拙速な共同化に反対の討論といたします。

議長（西藤 努君） ほかに討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。この採決は起立によって行います。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

遠山事務局長、確認してください。着席してください。

起立多数です。したがって、議案第21号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託については、可決されました。

日程第20 議案第22号 立科町町道路線の一部廃止及び名称変更についての討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第22号 立科町町道路線の一部廃止及び名称変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第23号 平成31年度立科町一般会計予算についての討論を行います。本案については、予算特別委員長から修正案が提出されています。

これから討論を行います。初めに、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。4番、村田桂子君、登壇の上、願います。

〈4番 村田 桂子君 登壇〉

4番（村田桂子君） 議案第23号 平成31年度一般会計予算について、賛成の討論を行います。

今回の予算は骨格予算ということで、基本的な業務についての予算措置が大半を占めました。

歳入では、個人、法人ともに住民税は増額を見込み、固定資産も新築設備投資も増額を見込んでいます。地方消費税交付金も、10%への増額分に伴う地方交付税を見込み2,000万円増額しました。地方交付税も、川西赤十字病院や医療センターへの運営費などへの支援金に対する交付金や、防災行政無線、白樺湖周遊ジョギングロードの公債費に対する普通交付税など、7,000万円増額の見込みです。別荘等の貸付賃貸料も契約更新を見込み7,200万、町有林の立木売り払い収入として1,930万円見込んでいます。

その一方、保育料の無料化を見込んで保育料の負担金を減額し、ふるさと寄附金は前年に比べて8,000万円超減額の2,000万円を見込んでいます。寄附の返戻品を寄附額の3割以下に抑えたとの通達があり、寄附金の減額を予想しています。

歳出について申し上げます。

総務費では、電算委託料で130台のパソコンの入れかえやアップグレードで1,000万円超の予算計上です。IT関連は、新たな公共事業といってもいいくらいお金がかかりますし、それが妥当かどうかのチェックが働きにくい分野です。

税務で、これまで町独自のサーバーから、株式会社電算のサーバーを使うことになるとの説明です。データの集約化の危険も増すことを指摘しておきます。

電算共同化の問題では、共同化事務局に支払う金額を来年度も3,800万円余を予算化しています。平成33年1月から14町村の枠組みはそのままに、町は他の7町村とともに新たな業者への移行を決めています。払い過ぎた2,500万円は、契約終了時に支払われることが明らかとなりましたが、極めて不当なやり方です。

国際交流推進協議会に500万円組まれました。ウガンダとの交流事業ですが、広く町民にも理解を求め、アイデアを寄せてもらい、町挙げての歓迎となる準備を期待します。

地域づくり活動推進事業として20万円組まれました。がんばる地域応援事業として、10年続いた中山道ウォークは、信州たてしな観光協会の里支部が担うこととなりました。町の魅力の発信に期待します。

また、地域の課題を学生だけではなく、企画のプロにも考えてもらうタテシナソンに200万円、新たな展開に期待します。

住民基本台帳ネットワークでは、カード発行が低いまま、既に新たなカード発行は取りやめ、マイナンバーカード制度へ移行しています。マイナンバーが住基ネットの二の舞になる可能性もあります。カード普及を推し進めていますけれども、現在は14%の普及率です。

民生費では、高等学校等就学支援金687万6,000円の予算が組まれています。高校生等を持つ家庭の経済的負担の軽減を願っての新しい制度の提案です。期待します。

衛生面では、産婦の健康審査と産後ケアや子育て短期支援事業が新たに組み込まれました。お産をした後の精神的な落ち込みへの対応や、母子を医療機関に宿泊させ、心身ともに安心できる体制をつくるということです。

また、児童養護施設等において一時的な養育、保護ができるような対応をすることで、子供の虐待防止なども期待でき、タイムリーであり評価します。

地域医療対策事業として、これまでの川西日赤への運営費補助だけではなく、佐久医療センターの不採算医療に対して、2,500万円ほど支援します。必要な支援と考えますが、国や県の支援も期待したいと思います。

また、ごみ処理を川西衛生組合で行っていますが、施設の老朽化により新クリーンセンター稼働時まで民間に委託することになっています。その分の委託費が前年に比べ2,400万円多く見込んでいます。可燃ごみの減量化に向けた真剣な取り組みは待たなしです。

農林水産費では、鳥獣被害対策費に600万、ワイン用ブドウ栽培奨励費で200万円組んでいます。その効果に期待します。

土地改良事業では、県営かんがい排水事業が平成31年度から始まります。昭和34年から46年にかけて布設した立科幹線の施設の老朽化に伴う更新事業です。今後10年間続けられるということです。

商工費では、地域公共交通網計画の作成の年です。年々高齢化が進む中であって、免許を返上しても暮らしていける町を目指して、実効性のある本当に役に立つ計画こそ求められます。活性化協議会のメンバーにぜひ交通弱者の皆さんの参加を強く求めておきます。

観光振興費では、立科町観光連盟に1,340万、観光振興経費に1,770万余が盛られています。観光協会の一歩化やクロスカントリーコースの設置、ウガンダ共和国のホストタウンという追い風を生かした高原と里との魅力を生かした観光事業に期待します。

教育費では、町独自で特別支援教育や不登校対策、立科教育などに合計9人の講師を配置しています。すばらしいことです。1人1人に寄り添った教育の実現を目指しています。

中学校の保健室へのエアコン設置もあり、評価します。

以上、主な事業について述べましたが、町民の皆さんの納めた税金を有効に活用し、住民の皆さんの暮らしと福祉、子供たちを励ます取り組みを期待して賛成討論といたします。

議長（西藤 努君） ほかに賛成討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

次に、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

なしと認めます。

次に、修正案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。2番、森澤文王君、登壇の上、願います。

〈2番 森澤 文王君 登壇〉

2番（森澤文王君） 2番、森澤文王。議案第23号 平成31年度立科町一般会計予算に対しての修正案に反対の立場で討論させていただきます。

先ほどの条例の討論で、大分申し述べたことが多いので、予算に注目して申し上げます。

財源の問題として、ふるさと寄附金を財源とすることが問題であると、予算特別委員会での討論でありました。先ほどの条例の討論でも財源の話が出ましたが、考え方に問題があるのじゃないかと申し上げたい。

1回目に高校生手当が出たときには、一般財源を使うとしてありましたが、削除修正されました。2回目に、ふるさと寄附金を財源とするとして、高等学校等就学支援金が出ましたが、財源が不安定なのでという理由も含み、削除修正されました。

今回3回目、財源のふるさと寄附金に予算上の不足が予想され、一般財源で補わなくてはならなくなるので認められないということは、立科町においては、今後次世代をつくる子供の育成と教育・文化に関する事業のふるさと寄附金がないときは、子育て支援の事業は認めないと言っているようなものです。

また、1億円ほどのふるさと寄附金を見込んでいた昨年に比べ、国の返戻品の指導もあり、来年度は2,000万円を見込んで大幅に減ることから心配されているということもありますが、1億円のうち農業振興の寄附金8,000万円ほどは、返戻品の米の経費で相殺されていまして、教育に関する寄附金の予算の見立てはほぼ変わりがないと。ここは論点にならないのではないかと思います。

また引き合いに出しますが、蓼科高等学校に支援をしている財源はさまざまで、この事業に関して否定するつもりは全くありませんが、私がこれまでに高校生支援策について町民の皆様から話を伺った中で、出したほうがよい、出さないほうがよい、多々ありましたが、一番お聞きしたことは、蓼科高校にお金を出しているというニュアンスのことが最も多かったです。支援の良し悪しにかかわらず、気にかかっているところだったようです。これは、論点を間違えれば、蓼科高校への支援も今後は危ぶまれかねない。

そして、最後にしますかね、立科町議会は子育て支援系の予算をどう考えているかということです。今回は高校生に対しての支援策です。先ほど条例否決されていますが、まだちょっと予算で粘ってほしいところがありますが、この修正案が通れば、今期の議会においては、高校生に対しての支援は認めないという議会であったというこ

とになります。

子育て支援は、もう万策尽きていて、今後は人口規模、予算規模からも新規事業は行うべきではないという意味を含んでいるかのように思えます。これからの立科町の発展のためには、子育て支援は非常に重要であることには間違いのないはずです。

今期最後の討論になりますので、修正に賛成の討論者の方は、そのあたりをしっかりと論じていただきたいと思います。

以上、修正案に反対の討論を終わります。

議長（西藤 努君） ほかに修正案に反対者の討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。

次に、修正案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。3番、今井清君、登壇の上、願います。

〈3番 今井 清君 登壇〉

3番（今井 清君） 3番、今井 清です。議案第23号 平成31年度立科町一般会計予算の修正案に対して賛成の立場で討論を行います。

今回の修正案については、高等学校等就学支援金を除く予算とする内容のものが、この高等学校等就学支援金については、一昨年高校生手当として提出され、単なるばらまきではないかとのさまざまな意見の中、否決されました。

そして、昨年、高等学校等就学支援金と名前を変え上程されましたが、支援金条例では、支援金の使い方に制限がなく、この目的に合った使途で使われるのか確認できない。また、子育て支援とするならば、人口減少対策と合わせ、将来立科町に残っていただくことを前提とした奨学金制度創設を考えるべきだとのさまざまな意見の中、再び否決となったものです。

さて、このような経過の中、再び今回上程されました。高等学校等就学支援金の財源については、ふるさと寄附金としておりますが、平成29年度決算では約1億円の収入があったふるさと寄附金ですが、総務省の指導により、返戻金の見直しに伴い、返戻金を寄附金額の3分の1以下に抑えるよう指導が強化され、平成31年度は収入見込み金額が1,050万円となり、大幅に減少する見込みでございます。

その寄附金から、ふるさと寄附金事業経費1,492万円を差し引くと、残金が558万円となります。高等学校就学支援金の予算は687万円であるので、差し引き129万円足りない計算となります。現段階で財源不足であると言わざるを得ません。

今後、恒久的な支出が見込まれるため、財源的な面から財源確保は欠かせません。また、寄附者側からいえば、寄附目的が幾つかあり、その中から寄附者が指定して寄附を行っていますので、産業振興に関することや、蓼科山に関するなどで寄附を申し込んだ方は、高等学校等就学支援金に対しての寄附ではございません。当然、そ

ここに充当するのは目的外使用となりますので、寄附金額はさらに減ることが見込まれます。

また、本年度予算においては、来月に選挙が行われることから、当初から骨格予算であり、経常的な予算編成であるとの事前説明を受けておりました。当然、新規事業、特に自主財源や安定的でない寄附金などで賄うものについては、自粛する必要があると考えます。

議員必携によりますと、予算審議の着眼点として、補助金の支出が町村長の総花的な人気とりのための補助金はないか、十分に審議しなければならないとしています。この高等学校と就学支援金については、特に十分な審議が必要と考えます。

限られた財源の中、行う予算編成においては、一部の利益のためだけを考えるのではなく、町民全体の声を反映させるべきであると考えます。私のもとには、その財源をもっと違う福祉の向上のために使うべきであるとの声も伺っています。町民の皆さんの声に耳を傾ける対策がとても大切なんです。周りの声に、聞いてみれば当然わかると考えます。

この高等学校就学支援金については、何が平等で何が公平なのかを十分に検討されたのか、甚だ疑問があり、納得できません。そのため、今回の高等学校就学支援金を除く修正案に対して賛成いたします。

議長（西藤 努君） ほかに修正案に賛成の討論はありませんか。1番、今井英昭君、登壇の上、願います。

〈1番 今井 英昭君 登壇〉

1番（今井英昭君） 1番、今井英昭です。議案第23号 平成31年度立科町一般会計予算書に対する修正案について、賛成の立場から討論いたします。

同修正案は、民生費、児童福祉費の高等学校等就学支援金687万6,000円を削減し、同額を予備費に追加するものです。

最初に、首長の選挙が行われる年は、骨格予算として選挙後に新任された首長のもと、肉付予算を行い、その補正の議案を議会が審議するという流れが基本だと思っております。

同予算書におきましては、新規事業が幾つか含まれておりますが、国の制度変更に伴うもの、また政策とは関係なく取り扱わなければいけないものは、当然予算書として認めなければなりません。高等学校就学等支援金におきましては、町長の政策そのもので、今定例会の町長挨拶等で、骨格予算と表明されているのにもかかわらず、なぜ議案書として提出されたのか、理解に苦しむところから修正案に賛成いたします。

以上のことが、最も大きな賛成理由ですが、高等学校等就学支援金削除理由を、次のとおり補足しておきます。

この高等学校等就学支援金について、保護者の収入に関係なく幅広く支援されるという説明がありました。確かに、子育てに対する手当は、ないよりあったほうがよく、またそれを一部の方だけではなく、全ての方を対象とすることは悪くはないと思います。

しかし、税金の公正・中立・簡素の三原則から見ても、また所得の再分配の観点から見ても、結局今回の支援は、いわゆるばらまき政策そのものです。確かに、中学校を卒業すると、児童手当がなくなり、そのかわりに扶養控除がされますが、それでもなおお金のかかる年代の子育ては、大変ということには間違いのないと思います。

しかし、お金に関して大変なのは、子育て世代だけではなく、全ての年代の中にもいます。いわゆる非正規雇用問題による格差、介護による格差など、全てにおいて格差社会、経済格差が広がる中で、仮に同支援金を認めた場合、子育て以外にもほかのお金に関して、大変な方全員に扶助費として莫大の金額を町が対応しなくてはならなくなります。

町が支援することは、今回みたいな支援金による生活を保証するための該当者への現金を給付する政策ではなく、全ての町民の方を対象とした教育や医療、介護、福祉、そして蓼科高等学校の存続の対策等、こういったベーシックサービスを提供することが重要で、そのための公益サービスを提供するという町民全員が受益者となる仕組みづくりが必要だと強く思っているため、修正案に賛成いたします。

そして、財源につきましては、ふるさと納税を充てることになっていますが、平成31年度のふるさと納税の見込みが2,050万円、ふるさと納税にかかる経費が約1,500万円、これを差し引きすると、町に残るのは約550万円になります。高等学校就学等支援金が約687万円です。そのため、6つの基本テーマである次代をつくる子供の育成と教育、文化の振興に関する事業に全て充てたとしても、一般財源からの充当が確定いたします。

つまり、財源とするふるさと納税だけでは賄えなくなり、財政から見ても無理があり、この理由も含めて修正案の賛成討論といたします。

議長（西藤 努君） ほかに修正案に賛成の方の討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決をします。本案に対する委員長の報告は修正可決です。この採決は起立によって行います。初めに、修正案について採決します。修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

遠山事務局長、確認してください。着席してください。

起立多数です。したがって、修正案は可決することに決定しました。

次に、修正議決された部分を除く原案について採決します。修正議決された部分を

除く原案について、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

遠山事務局長、確認してください。着席してください。

全員起立です。したがって、議案第23号 平成31年度立科町一般会計予算についての修正議決された部分を除く原案については、可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は3時40分からです。

(午後3時34分 休憩)

(午後3時40分 再開)

議長（西藤 努君） 休憩前に戻り議事を再開します。

日程第22 議案第24号 平成31年度立科町国民健康保険特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第24号 平成31年度立科町国民健康保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第23 議案第25号 平成31年度立科町後期高齢者医療特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。4番、村田桂子君、登壇の上、願います。

〈4番 村田 桂子君 登壇〉

4番（村田桂子君） 議案第25号 立科町後期高齢者医療特別会計予算に反対の討論をします。

後期高齢者医療制度については、長野県で一本化されており、町は広域連合から示された納付金を納めることが主な仕事となっています。

31年度より扶養であった住民に対する保険料の9割軽減が、国において廃止され、7割軽減となりました。負担は重くなっており、それに対する町独自の軽減策はありませんでした。

7割軽減を受けている人は661人、5割・2割軽減の人々を合わせると1,034人が軽減対象です。加入者全体1,339人の77%です。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者だけを集めてつくっている保険であり、2年ごとの料金改定で上がる一方です。年金は下がり続け、病気になりやすい年代の人たちだけを集める保険では、早晚破綻する危険があります。高齢者差別の医療制度でもあり、賛成できません。

以上、反対討論とします。

議長（西藤 努君） ほかに討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

この採決は起立によって行います。本案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

遠山事務局長、確認してください。着席してください。

起立多数です。したがって、議案第25号 平成31年度立科町後期高齢者医療特別会計予算については、可決することに決定しました。

日程第24 議案第26号 平成31年度立科町介護保険特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第26号 平成31年度立科町介護保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第25 議案第27号 平成31年度立科町住宅改修資金特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第27号 平成31年度立科町住宅改修資金特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第26 議案第28号 平成31年度立科町下水道事業特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第28号 平成31年度立科町下水道事業特別

会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第27 議案第29号 平成31年度立科町白樺高原下水道事業特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第29号 平成31年度立科町白樺高原下水道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第28 議案第30号 平成31年度立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第30号 平成31年度立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第29 議案第31号 平成31年度立科町水道事業会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第31号 平成31年度立科町水道事業会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第30 議案第32号 平成31年度立科町索道事業特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第32号 平成31年度立科町索道事業特別会

計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第31 同意第2号

議長（西藤 努君） 日程第31 同意第2号 立科町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） 同意第2号 立科町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件について、提案理由のご説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の定員は3名であります。選任の時期はそれぞれ異なっており、この3月末をもって、委員の山浦正志氏が任期満了となります。後任に、立科町大字芦田390番地、齊藤武志氏を、固定資産評価審査委員に推薦をいたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

齊藤氏は、昭和27年2月11日生まれ、現在67歳でございます。大学卒業後から町内の司法書士、土地家屋調査士事務所に勤務され、現在に至っております。土地家屋等の固定資産についての知識は大変豊富であり、固定資産評価審査委員として適任でありますので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。ご審議の上、ご同意についてよろしくお願いを申し上げます。

議長（西藤 努君） これから、本件についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本件について採決をします。この採決は起立により行います。本件について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

遠山事務局長、確認願います。着座してください。

全員起立です。したがって、同意第2号 立科町固定資産評価審査委員会委員選任についての同意を求める件については、これに同意することに決定しました。

◎日程第32 議案第33号

議長（西藤 努君） 日程第32 議案第33号 工事請負契約の締結についてを求める件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。長坂総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 長坂 徳三君 登壇〉

総務課長（長坂徳三君） 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、次のとおり請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

1、契約の目的、平成30年度冷房設備対応臨時特例交付金事業立科小学校空調設備設置工事。2、工事箇所、立科小学校。3、契約金額1億368万円。4、契約の相手方、上田市下丸子611、丸子小諸電気株式会社代表取締役、斉藤大蔵。本日提出でございます。

本件につきましては、立科小学校空調設備設置工事の請負契約について議決をお願いするものでございます。

去る3月15日に、6社による指名競争入札を行いました。その結果、丸子小諸電気株式会社が落札し、契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例により、5,000万円以上の工事請負契約は議会の議決が必要であることから、ご提案するものでございます。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきたくお願い申し上げます。

議長（西藤 努君） これから質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 3番、今井 清です。今説明の中で6社ということで、指名競争入札とお伺いしましたが、この6社の指名の資格の要件をお伺いしたいと思います。

それと、落札率がわかたらお伺いします。

議長（西藤 努君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） お答えを申し上げます。

電気工事の資格でAの資格を持っている業者でございます。

落札率につきましては、予定価格の公表を現在行っておりませんので、公表をすることができないという、こういう状況でございます。

以上です。

議長（西藤 努君） ほかに質疑はありませんか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 4番です。まず、工期ですね、書いていないのと、それから何校分に当たるのでしょうか。同時に中学のほうも出されているんですが、学校規模を考えると中学のほうが少ないんじゃないかと思うんだけど、ほとんど同じくらいの金額が出てるので、何個をこの金額でやるのか、本会議なのでしっかり報告してください。

議長（西藤 努君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） お答えします。

工期につきましては、8月20日までということでございます。

それから、後段の説明のほうは、何校というのは、ちょっと後段の質問について。

4番（村田桂子君） 何教室分ですか。何個かっていう。

教育次長（市川正彦君） 教室につきましては、小学校が普通教室、特別教室合わせまして25
でございます。中学校のほうが28室分あります。

以上です。

議長（西藤 努君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第33号 工事請負契約の締結については、
原案のとおり可決されました。

◎日程第33 議案第34号

議長（西藤 努君） 次に、日程第33 議案第34号 工事請負契約の締結についてを議題とし
ます。

本案について提案理由の説明を求めます。長坂総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 長坂 徳三君 登壇〉

総務課長（長坂徳三君） 議案第34号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し
上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に
より、次のとおり請負契約を締結することについて議会の議決を求める。

1、契約の目的、平成30年度冷房設備対応臨時特例交付金事業、立科中学校空調設
備設置工事。2、工事箇所、立科中学校。3、契約金額、1億454万4,000円。4、契
約の相手方、佐久市望月133番地、信州電機株式会社代表取締役、黒柳文彦。本日提
出でございます。

本件につきましては、立科中学校空調設備設置工事の請負契約について、議決をお
願いするものでございます。これにつきましても、3月15日に6社による指名競争入
札を行いました。その結果、信州電機株式会社が落札し、契約を締結するに当たり、
地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得

または処分に関する条例により、5,000万円以上の工事請負契約は議会の議決が必要であることから、提案するものでございます。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきたくお願い申し上げます。

議長（西藤 努君） これから質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 3番、今井清です。この工事に当たっては、当然授業中にはできないと思うんですが、夏休み期間中とか、その工事期間についてはどんなことを予定しているのかお伺いします。

議長（西藤 努君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） これから業者の方も、それから学校のほうを交えて工程等についてまた協議をする予定でございます。

議員おっしゃるように、夏休み期間中だけの工事では到底賄える工事ではございませんので、土曜、日曜、または平日の学校の開校日についても便宜を図りながら、工事を進めていくような形になるかとは思っております。

以上です。

議長（西藤 努君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第34号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第34 発委第1号

議長（西藤 努君） 次に、日程第34 発委第1号 委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、米村町長から発言を求められております。これを許可します。米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） 議長に発言の許可をいただきました。大変ありがとうございます。

平成31年第1回立科町議会定例会も、本日最終日を迎え、平成31年度上程をした議案、予算案も一部否決、修正でお認めをいただきました。まことにありがとうございます。

さて、30年間続いた平成も4月で終わり、新たな元号が5月より始まります。今議会が平成最後の議会となり、4月に行われる統一地方選挙後に開催される議会は、新元号での第1回目となるわけであります。

振り返り見ますと、この4年間多くの議論を重ね、町長、議員は立科町住民の付託を受けた中、各種事業やそれに伴う予算について審議し、進めることができたと思っております。議員の皆様にも深く感謝を申し上げます。

報道の中では、行政、町側と議会の溝は深まったなど、町民の皆様には不安を与えるようなこともあった4年間だったかもしれませんが、お互いに町民目線で考え、そしてそれぞれが声を聞き、判断をし、議論を行い決定したことだと信じております。

今、町民の年齢構成を見ると、生産年齢人口である10代から30代が少なく、この世代が帰ってこられるまちづくり、また帰りたいまちづくりが最も重要であり、また、共働き世帯も多く、経済は上向きと言われていても、経済的にはまだまだ良くなっていないと実感がありません。ですから、子育て世代の支援が最も重要だと考えております。

結果は真摯に認めますが、全てのことを来る新たな時代のスタートとして、町民の皆様からのご判断の中で進めていけることと思います。

この4年間、議員各位と活発な議論を重ねたこと、立科町の今後の発展を互いに思い、尽くされたこと、感謝を申し上げ、最後に発言をさせていただきました。4年間ありがとうございました。

議長（西藤 努君） これで、本日の日程を全部終了しました。

以上をもちまして、会議を閉じます。

平成31年第1回立科町議会定例会を閉会とします。理事者、宮下農業委員長、議員各位、そして関係職員の皆さん、大変お疲れさまでした。

（午後4時10分 閉会）